

【18】国際事件

2017-06-09

- 様々な国際問題
 - 国際交流
 - 国際事件と違反要件
 - 自国競争法を適用できる国際事件の範囲 → 本日はこれが中心
 - 国際事件とエンフォースメント
 - 競争当局の手続が及ぶ範囲
 - 国際専属裁判管轄合意がある場合の日本の裁判所での民事裁判
 - H28-02-15島野製作所対アップル東京地判
 - H28-10-06太陽電池グレードポリシリコン東京地判
- 条文
 - これまで見てきた普通の条文を用いる
 - 6条（8条2号）は、実際上、用いられなくなっている
- 他の文献では「××的○○主義」云々という表現で解説されているが、結局のところどのような基準となるのかが重要。
- 【基本の基本】効果理論（effect doctrine）
 - 「我が国市場」に影響（効果）のある行為か否か（H3:1990）
 - US: Alcoa (1945), Hartford Fire (1993)
 - EU: Wood Pulp 'implementation doctrine' (1988), Gencor (1999)
- 【基本】自国所在需要者説
 - 「我が国市場」とは、自國に需要者が所在する市場（H8:1996）
 - 世界の主要事例から帰納した理論
 - 上記の古典的有名事例
 - 國際的企業の企業結合
 - 日本：マリンホース（H20:2008）
 - USの罰金、EUの課徴金（特に2010前後の自動車部品等）
 - US: Empagran (2004)
 - 公取委は一般論としては認めようとしない（しなかった）
 - 過去の「輸出カルテル」の例（S47:1972）
 - 下記「実行行為論」を引用することもある
 - マリンホース事件では、偶々この事案で、需要者が自國に所在する市場のみを選んで適用しただけ、という立場
- 【応用1】需要側が意思決定者と商品受領・使用収益者とに分かれている場合
 - ブラウン管事件（H21:2009命令、H27:2015審決、H28:2016東京高判3件）
 - 白石・H28重要判例解説
 - 事案（図解）
 - サムスン韓国・サムスンマレーシアの各東京高判は、参考にならない
 - 下記「実行行為論」の採用等

-
-
- MT映像ディスプレイ等東京高判（現在の公取委等の考え方にも合致し、良く整理されている）
 - 需要者が自国に所在すれば日本独禁法を適用可能
 - 他の場合はダメとは言っていないが本件には関係なく具体的な議論もない
 - 2条4項の「需要者」の解釈問題である
 - (2条6項の定義→2条4項「競争」→そのなかの「需要者」)
 - 条文上は、商品受領・使用収益者が重要
 - しかし実態は意思決定者が重要
 - あてはめ→本件の需要側日本所在親会社等は「需要者」といえる
- 批判
 - 意思決定者は重要か
 - H20企業結合事例1（キリン・協和発酵）医薬品の事例
 - 意思決定者=医師、商品受領・使用収益者=患者
 - 公取委は医師を保護したかったのか？
- *「実行行為論」について
 - 自国内で違反行為の「実行行為」があれば足りると考え、例えば、需要側の意思決定者が自国に所在し供給側と自国内で交渉していれば、これも「実行行為」であり、需要側の商品受領・使用収益者が外国に所在しても自国競争法を適用できる、とする
 - 効果理論に対してもこれを不要と主張する口吻
 - 「実行行為論」が根拠としてあげる先例は、需要側交渉者が商品役務も購入している事例ばかりであり、意思決定者と商品受領・使用収益者とが分離していない事案ばかり
 - EUの‘implementation doctrine’の訳のつもりのようであるがEUにもそのような事例は存在しない
- 【応用2】「世界市場」「東アジア市場」
 - 基本的には、需要者の範囲をどう考えるか、に関する議論
 - (議論している人たちが自覚していないので保証はできない)
 - かつて（H23前）の問題提起
 - 国際競争に負けるので国内市場シェアの高くなる企業結合を認めるべき。
 - 公取委の反応
 - 国内市場が重要
 - 白石：「国内市場」=「需要者が国内に所在する市場」と翻訳できるから、公取委はこの段階で無意識のうちに自国所在需要者説を採用していたことになる
 - 平成23年見直しに伴う企業結合ガイドライン改定
 - 「世界市場」「東アジア市場」の容認
 - 分析
 - 新幹線・飛行機問題の国際版